

福祉ガイド

児童手当申請はお忘れなく！

目的

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

しくみ

・支給の対象

児童手当は、3歳未満の児童を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月～5月までの月分については前々年）の所得が一定額以上の場合は支給されません。

・児童手当の額

- 第1子 5,000円（月額）
- 第2子 5,000円（月額）
- 第3子以降 10,000円（月額）

・児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

なお、原則として手当は、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

特例給付

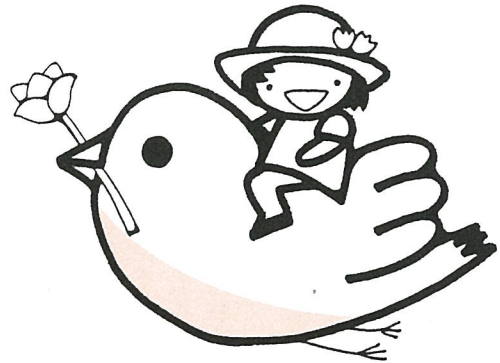
所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンについては、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限って特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

お知らせ

制度改正が予定されています

6月から年齢要件が義務教育就学前までに拡大される見込みです。

制度改正の内容については決定次第、広報等を通じお知らせします。



申請

児童手当を受ける対象となった方は、申請手続きして下さい。

・申請に必要な書類

- 児童手当認定請求書**：窓口に用意してあります。
- 年金加入証明書**：申請者がサラリーマンの場合
- 児童手当用所得証明書**：その年の1月1日に光町に住所がなかった人
- その他**：印鑑と金融機関の口座番号など

届出

現況届	毎年6月に提出（全ての受給者）
消滅届	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村へ転出したとき ・年齢要件等により、支給対象となる児童がいなくなったとき ・特例給付受給の方が退職したとき
額の改定届	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢要件等により受給対象児童の数が減ったとき
額の改定請求書	<ul style="list-style-type: none"> ・出生等により支給対象児童が増えたとき

問合せ 保健福祉課福祉係

☎1211（内線1732）